

旧民法制定以前の成年年齢について（沿革）

第1 律令

大宝令では、隋唐の制度にならって、人の年齢を以下の6級に分ける。

男女3歳以下	緑児（養老令では黄）
16歳以下	少子
20歳以下	少丁（養老令では中男）
男子21歳以上	正丁
男女61歳以上	老
66歳以上	耆

これは、調庸及び兵役義務の基準であって、21歳正丁の制をもって今日の成年制と見ることはできないとされている（刑事責任については別異なる区別がなされていた。以上、中田薫『法制史論集 第三巻』〔1943〕1132頁以下）。

第2 元服

奈良朝以降、元服の慣習が生じた。元服の私法上の意義は必ずしも明らかではないが、男子は元服によって社会的に成人の資格を得、一人前の男になると考えられていた（石井良助『日本法制史要』60-61頁，119-120頁，193-194頁）。元服により「をとこになる」とされ、後見解除の効果があったと考えられている。元服の年齢は、時代、身分階級によって異なっていた（高木侃「民法典は教科書にあらざ」関東短大紀要44集15頁）。

天皇 11歳～15歳

皇太子皇族 11歳～14歳

臣下 12歳～20歳

武士 15歳前後

第3 江戸時代における慣習

○中田薫『徳川時代ノ文学ニ見エタル私法』〔1925〕124～130頁

「十五歳未満ヲ幼年トナスコト徳川時代ノ普通法ナリ」

「庶民階級ノ間ニアリテハ、男子ハ普通十五歳ヲ以テ幼年ノ境ヲ脱スルモノナルガ故ニ、此年ヲ以テ一人前ノ男ニ成ルモノト看做サル、(略)、去レバ又此年ヲ以テ所謂元服ヲ加フルヲ常トス」

○『全國民事慣例類集（司法省蔵版）』〔1870〕317頁以下

「凡ソ十五歳未満ヲ幼年ト称スル事一般ノ通例ナリ 其中稍々異ナル条款左ノ如シ」とした上で、多数の地方の異なる慣習を挙げているが、その例は、13歳、16歳、17歳、18、9歳、20歳、22、3歳、または婚姻の時をもって成年とするなど様々であった。

第4 明治9年太政官布告第41号

明治9年4月1日 「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」

<経緯>

○明治8年11月24日

内務卿大久保利通から太政大臣三条実美宛「成年丁度之儀伺」

成年について布告はないが、称徳天皇天平宝字元年詔や令儀解戸令、フランス民法、徴兵令を参照しても、何歳が成丁年であるかはっきりしないので、早急に決めていただきたいという内容。

(注)「成年丁度之儀伺」によれば、称徳天皇天平宝字元年詔により「今ヨリ以降宜ク十八ヲ以テ中男トナシ廿二以上ヲ以テ正丁ト為スヘシ」と定められ、また、令儀解戸令により「男ハ廿一ヲ丁トナス」と定められたとされている。

○明治8年12月10日

法制局「新法制定」の高裁を元老院に仰ぐ。

(注)当時、元老院は議法官として新法の制定、旧法の改正を議定する職責を担っていた。

「丁年ノ制一定仰出サレズ官民共不都合少カラス今マ各国ノ異同ヲ放棄スルニ別表ノ通ニ有之候然ルニ凡ソ人民ノ生長ト才識ノ開發トハ各地ノ氣候ト人種トニ因テ其遲速早晚ヲ同セス故ニ幼丁ヲ別ツ早ニ過ル時ハ人ノ子ヲ賊フノ患アリ晩ニ過グル時ハ其人ノ独立ト勉強トヲ妨害シ保護ノ道却テ束縛ノ具トナル今大宝令二十一為丁ト云ニ基キ滿二十歳以上ヲ以テ丁年ト定メ候テ可然哉」

このとき添付された別表「各国丁年制度異同表」には、以下のとおり、各国の成年年齢が記載されていた。

フランス、ロシア、イタリア、アメリカ 21年

オーストリア、ポルトガル 24歳

イギリス 22歳

オランダ 23歳

○明治9年1月14日 元老院議事

「各国ノ制モ各異動アリテ一定セサル故ニ凡ソ廿年ト定メントセルナラン然ルニ人生年齢何年ニ至レハ普通ノ公権ヲ有シ普通ノ義務ヲ負担セシメテ何程ノ権利ヲ与ヘテ至当ナルヤヲ先ツ考定セサルヘカラス然シテ後其年度ヲ制定スル当然ナリ」

という意見もあったが、

「先ツ一般ノ制ヲ定メサルヘカラス是レ内務省ノ此伺アル所以ナリ」「皇朝ノ古ヘ中男ノ制アリ是租税ニテハ如此他ノ雜事ハ如此ト云ヘル制ヲ設ケテ事ノ遲速ニヨリ丁男ト中男トヲ分ケタリト見ユ今ヤ各国ノ制度ヲモ酌量シ滿二十年ヲ以テ丁年トスルナレハ先ツ此制ヲ定メ後中男ノ制ヲモ定ルカタ可然ナリ」

との意見があり、議案どおり20歳を丁年とすることが可決された。なお、内務省何でも問題とされた徴兵令等に関する改正問題で、若干の日時を要し、明治9年4月1日に一括して41号から44号までの布告として同時に公布された。